

(5) 平成20年1月7日

## 石綿健康管理手帳の交付要件の改正について

### 平成19年10月1日から交付要件が変わりました

労働安全衛生規則の改正により、石綿業務に従事した離職者を対象とする健康管理手帳の交付要件が平成19年10月1日から変更されました。これにより、一定の石綿作業従事歴のある方も健康管理手帳の交付の対象となります。

#### <健康管理手帳>

石綿を製造し、又は取り扱う業務に従事していた方については、将来、肺がんや中皮種などの健康障害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、健康管理手帳制度を設けて、離職後の健康管理を行っております。

健康管理手帳の交付を受けると、労災病院をはじめとする、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6ヵ月に1回、無料で受けることができます。

#### <対象となる業務>

石綿（これをその重量の0.1パーセントを越えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務。代表例は以下のとおりです。

- ・石綿製品の製造工程における作業
- ・石綿の吹き付け作業
- ・石綿が吹き付けられた建築物や石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建築物等の解体等の作業
- ・石綿製品の切断等の加工作業

#### <健康管理手帳の交付要件>

次の（2）、（3）が新たに追加されました。

- （1）両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
- （2）下記の作業に1年以上従事していた方。（ただし、初めて石綿の粉じんにはく霽した日から10年以上経過していること。）
  - ・石綿の製造作業
  - ・石綿が使用されている保温材、耐火被覆剤等の張付け、補修もしくは除去の作業
  - ・石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業
- （3）（2）の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。

#### <申請に必要なもの>

離職の際には事業所の所在地を管轄する都道府県労働局へ、離職の後は申請者の住所地の都道府県労働局へ申請して下さい。労働局による審査後、交付要件に該当する場合には手帳が交付されます。

##### 健康管理手帳交付申請書

##### 申請者本人が記載した業務履歴

上記、に加えて

石綿作業に従事していたこと及び従事期間については記載された**事業者の証明書**

事業者の証明書が得られない場合、または不十分な場合には、**申請者の申立書**に加えて、石綿作業に従事していたこと及び従事期間について記載された2名以上の**同僚者の証明書**

事業者の証明書、同僚者の証明書ともに得られない場合、または不十分な場合には、**申請者の申立書**に加えて、**事業場における石綿健康診断の本人への通知結果、社会保険の被保険者記録、給与明細、雇用保険にかかる証明書**を添付して下さい。

交付要件の（1）に該当する場合は、レントゲン写真、CT写真、じん肺健康診断結果証明書等も提出して下さい。